

定員適正化計画の策定について

平成 18 年 2 月 14 日
千葉県総務部総務課
電話：043-223-2463

昨年 10 月に決定した千葉県行財政システム改革行動計画(平成 17 年度～20 年度)では、今後とも、地方分権時代に対応した県の役割の見直しと事業の選択と集中、アウトソーシング等民間能力の積極的な活用などにより、定員管理の適正化に取り組むこととしており、その取り組みの具体的目標として、新たな定員適正化計画を策定いたしました。

1 計画期間

平成 18 年度～平成 22 年度までの 5 年間を計画期間とします。

2 対象職員

知事部局、公営企業、教育委員会事務局、警察等に勤務する職員のほか、学校職員や公社等に派遣する職員を含む全ての職員を対象とします。

3 目標数

千葉県行財政システム改革行動計画により進めている新しい行政システムの構築や県庁経営改革などにより、知事部局等では、▲1,300 人(▲15.0%)、公営企業等においては、▲785 人(▲13.4%)の目標を掲げて定員管理の適正化に取り組めます。

また、法律や政令に基づき定数の大勢が定まる学校職員や警察官についても、今後の児童生徒数の変化や社会情勢等を考慮しながら目標数を定め、適正な職員配置に努めます。